大阪府子ども施策審議会

令和５年度　第1回社会的養育体制整備計画策定部会

　　　　　　　　　　　　　　　　日　時：令和６年３月２６日（火）

 　 　　 午後３時３０分～午後5時１０分

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　場　所：ドーンセンター４階　大会議室1

〇出席委員（五十音順、敬称略）

大阪府社会福祉協議会 母子施設部会 部会長　　　　　　　　　荒井 惠一

大阪府社会福祉協議会 児童施設部会 部会長　　　　　　　　　伊山 喜二

大東市こども家庭室　総括次長　　　　　　　　　　　　　　　栗田　英治

岬町子育て支援課　課長　　　　　　　　　　　　　　　　　　堤　恵理

Children's Views & Voices　副代表　　　　　　　　　　 中村　みどり

常磐会短期大学　学長　　　　　　　　　　　　　　　　　　　農野 寛治

里親子支援機関えがお　代表　　　　　　　　　　　　　　　　牧野　博子

やまもとクリニック　医師　　　　　　　　　　　　　　　　　山下　仰

（事務局）

本日は大阪府子ども施策審議会整備計画策定部会のご案内をさせていただきます。委員の皆様におかれましては、本部会にご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

ではただいまから会議に入らせていただきます。お手元に配布しております大阪府子ども施策審議会運営要綱をご覧ください。同要綱第5条第2項の規定により、部会の運営は審議会に準じて行う旨規定されております。大阪府子ども施策審議会条例第6条第2項におきまして、委員の過半数が出席しなければ部会を開くことができないとされております。本日、本部会の委員総数11名のうち8名の皆様にご出席賜っておりますので、本日の会議は有効に成立しておりますことをご報告いたします。なお、本部会の部会長につきましては、大阪府子ども施策審議会条例第7条第3項より、令和5年8月1日に子ども施策審議会会長より指名されております、農野委員にお願いしたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

（部会長）

会長のご指名をいただいておりますので、会議を進行してまいりたいと思います。よろしくお願いいたします。まず、本部会の運営に関して必要な事項を定めるために運営要綱の決定を行いたいと思っております。この件に関しまして、事務局からご説明をよろしくお願いいたします。

（事務局）

運営要綱につきまして案を作成しておりますので、説明させていただきます。お手元の資料1、運営要綱案をご覧ください。まず本子ども施策審議会条例第7条で部会の設置については定められておりますが、詳細は運営について取り決められた、②子ども施策審議会運営要綱中、第5条に規定がございまして、その第2項において、条例及びこの要綱に定めのない事項については部会長が別に定めることとされております。この規定に基づき、本部会の運営に必要な事項について、資料1の運営要綱で取り決めることができればと思います。こちらの案については事務局が作成したものですので、第1条は今ご説明した本要綱の趣旨について規定してます。第2条については、本部会の職務における事務等について明記、第3条は本部会が皆様部会委員で組織される旨、第4条は部会長の会務の掌理と、部会長が部会長代理を委員の方々から指名する旨を記載しております。第5条は本部会の会議の招集、会議成立要件と議事の議決要件について取り決めるものです。第6条は全委員の皆様の守秘義務について、第7条は会議録の調製についてです。第8条では原則として本部会を公開とする旨を定めております。第9条は意見聴取等について、第10条が本部会の庶務を我々家庭支援課で行うこと、第11条でこの要綱に定めのない運営上の必要事項については、部会長が定める旨の記載となっております。事務局からの説明は、以上です。

（部会長）

この運営要綱が決定することで本要綱により会議を公開することなどが決定いたします。この要綱案の内容に照らして、社会的養育体制整備計画策定部会の運営要綱として決定したいと思いますが、ご意見はありませんでしょうか。

（委員）

附則は2行書いてありますね。

（部会長）

これは平成30年当初のものから、新たにいろいろ検討していただいて策定していただき、今回それを認めるという流れになっております。

（事務局）

今部会長にご説明いただいたとおり、本日受けていただきましたら、改めて改正施行とさせていただこうと思っております。

（部会長）

もう一点、第4条のところで部会長が会務を掌理するんですけども、もし私に事故があるときはあらかじめ指名する部会委員が職務代理するという形で会長代理を置かなければならないんですけども、本日は私が出ておりますので、この職務代理者につきましては、新年度の会議に改めて行うこととしたいと思うんですが、この点に関してもご了承いただきたいんですが、よろしいでしょうか。それではこの要綱に従いまして、今後進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

それでは議事に入らせていただこうと思うんですが、運営要綱の第8条に基づいてこの本部会につきましては公開とさせていただきます。また、議事の概要につきましても、会議後速やかに事務局で作成していただき、発言者の名前を伏せた上でホームページ等で公表するという形になりまして、ご了承いただきたいと思います。よろしいでしょうか。本部会は公表とさせていただきましたけれども、保護を必要とする子どもの安全や各施設の所在地を特定させるような情報とか当事者を特定させるようなお話についてはご配慮いただけたらと思いますので、よろしくお願いいたします。それでは議事に入らせていただきます。まず策定要領について事務局さん説明をよろしくお願いいたします。

（事務局）

お配りの資料2の都道府県社会的養育推進計画の策定要領を説明させていただきます。この策定要領につきましては、つい先日3月12日にようやく国の方から発出されてきました。もともと国からは当初、令和５年度の夏ごろに発出と聞いていたものが、さまざまな議論がある中で発出時期が非常に延びてきて、結局、国の説明会は開催されていない状況でございます。我々としましても、内容をしっかりと時間をいただきながらご説明を差し上げるべきかと思いつつも、こういった状況でもございますので、本日はアウトラインだけのご説明にとどまるところをご容赦いただきたいと思います。なお、内容につきまして、もしご質問等ございましたら、なかなか即答でのこの場でのお返しというのは難しいと思いますが、我々としても国に確認しながら、委員の皆さまにしっかりと吟味をしていただくため対応していきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

まずこの策定要領の構造なんですけれども、1ページ目、2ページ目の目次とありまして、3ページ目から今回の計画策定に関する位置づけという理念的なものでございます。ここの部分につきましても、平成28年の児童福祉法改正で子どもが権利の主体であるというようなことが明記されて以降の動きが記載されています。この法改正の理念を体現する新しい社会的養育ビジョンが平成29年に国から発出され、従来の社会的養護だけでなく在宅の子どもの子育て支援などによる広範な社会的養育整備計画の社会的養育という名称を使っております。こちらと家庭養育推進、家庭養育優先原則の徹底ということが示されました。前回も今回と同様、国から平成30年に策定要領が発出され、全国都道府県、大阪府も議論をしながら、令和元年度に現在の第三次計画を策定させていただいた結果です。今回の策定要領については、大きくは前回に引き続いての延長という位置づけですが、内容が最新の法改正事項とか、法定事業が追加されたものになっております。これまでの理念を徹底しながら、令和7年度から11年度を期間とする計画を策定するというような形でこの計画策定の位置づけが3ページ以降のところに記載されております。6ページからが基本的考え方という記載になっております。基本的考え方（1）で基本的考え方及び全体像という記載がございます。この記載内容としましては、子どもの最善の利益を図るため市区町村において家庭支援事業等を活用した予防的支援、そして代替養育が必要となった場合には家庭養育優先原則、そしてパーマネンシー保障の理念に基づく、ケースマネジメントの徹底をより進めていくべきという今回の議論が記載されております。また、こちらの中で現計画が全国的に記載内容にばらつきがある点ですとか、それらを踏まえてPDCAサイクルの運用の視点が現計画では不十分である点も課題とされており、この観点からこの基本的考え方の中にも（１）のマルに全体的に評価および進捗管理のための、いわゆるKPI指標が計画における必要的記載事項ということで、多く要求されております。これ以降が各項目の構成になり、大きなイメージとしては、それぞれの項目ごとで各項目を進捗させていくに当たって必要であろう社会的資源の必要量の見込みをさまざまな数値を設定して記載すると。またその不足に対しては整備水準、見込み量などとして計画的に整備していくこと、さらにその進捗を評価のための指標によって測っていくというのがこれ以降の共通的な内容になっておりまして、この辺が前回策定要領よりも記載内容について細かく規定されています。6ページの（2）以降から各項目のざっくりとした概要になっておりまして、全13項目となっております。今回策定要領の中で示された中で言いますと、７ページの真ん中から（4）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組項目ですとか、あるいは10ページの障がい児入所施設における支援。この辺りというのは項目レベルで今回新規の内容でございます。

それでは、各個別項目の内容について簡単にアウトラインなぞらせていただきます。11ページをご覧いただけますでしょうか。こちらは冒頭に申し上げた、都道府県における社会的養育体制整備の基本的な考え方、大きな理念の部分で社会的養護経験者を含む当事者参画ですとか、今回皆さまのご協力いただいています、こうした形での外部の審議会の方々による多様な広範な意見の活用ですとか、こういった大きな枠組みの部分が記載されている項目になります。13ページをご覧ください。13ページにつきましては、当事者である子どもの権利擁護の取組という項目がこれ以降ございます。この内容につきましては、令和4年の改正児童福祉法において規定されました、いわゆるアドボカシーの概念の部分が規定されております。子どもに対する一時保護や措置等を行った際の意見聴取等措置の義務化ですとか、あるいは意見表明等支援事業として、施設、里親に訪問して子どもの意見を聞くという事業の創設、さらに子どもの意見聴取等措置を経てもなお、子どものほうが第三者に意見を聞いてほしいという受け止めをするための環境整備というのがこの項目の中に含まれております。15ページを見ていただけますでしょうか。全体の構造の中でこの15ページあたりを見ていただくとイメージがつくと思うんですけれども、事業の内容に加えまして、資源等に関する地域の現状等、その下に※印で資源の必要量等とございます。こういった形で各項目においてその指標を測る指標として測定していくための数値を捉えましょうということが項目ごとに示されております。こちらアドボカシーの中では、関係職員や子ども自身に対する研修やプログラムの実施回数ですとか、意見表明等支援事業を利用可能な子どもの人数や割合、他にも被措置児童等を対象としたこういった制度における認知度ですとか、理解度、こういったものが今回、国のほうから捉えるべき指標として示されております。その下のウで評価のための指標でございますけれども、同じような項目が並ぶのですけれども、年々の進捗管理、評価という部分をここで捉えていきましょうというような構成になっております。こういったものが各項目にございます。17ページ（３）をご覧ください。こちらのほうから、市区町村の子ども家庭支援体制の構築等に向けた都道府県の取組という内容になっております。各こども家庭センターの普及ですとか、人材育成、さらに18ページのほうにはヤングケアラーに対する支援といったものも新しい観点として入ってきております。その際に地域の現状を捉えるための支援の必要度を捉える数値として、子ども家庭センターの設置数ですとか、市区町村に対する研修実施回数といったものが記載されております。そして、この大きい（3）項目の中の①が相談支援体制、②が19ページになります。この19ページからが市区町村の家庭支援事業等の整備ということで、ショートステイですとか、乳児家庭訪問ですとか、ファミリーサポートですとか、こういった内容の充実、整備というものが記載されております。また、この20ページには母子生活支援施設における体制整備、活用促進という観点も記載されています。続きまして、21ページが児童家庭支援センターの機能強化となっております。児童福祉施設としての児童家庭支援センター設置数ですとか、在宅指導措置委託件数とか、こういったものを指標として捉えましょうという内容になっています。次に、23ページ目からが新たな項目の一つですけれども、（4）支援を必要とする妊産婦等の支援に向けた取組としまして、令和4年の改正児童福祉法の中でも法定事業化されました、妊産婦等生活援助事業の整備が規定されております。その下の2の部分については、助産施設、これは従来からの制度ですけれども、こういったものの体制整備・周知というものが記載されております。25ページ、項目番号（5）です。こちらは基本的に前回の計画と大きく内容が変わるものではございません。各年度における代替養育を必要とする子どもの数の見込みということで、子どもの数を推計で見込んで代替養育が必要な子どもの数、それがひいては里親の委託率の数値につながっていく基礎となる部分です。続きまして27ページです。項目番号（6）一時保護改革に向けた取組です。今年度末に府令を発出と聞いておりますが、一時保護所の設備運営基準を踏まえて計画を策定することとなっておりまして、その下の一時保護の体制整備ということで、原則としての個別対応を基本とするといった内容がここに記載されております。こちらを捉えていくKPI指標としまして、28ページ以降に書かれておりますけれども、一時保護施設定員数ですとか、一時保護専用施設の確保数が記載されております。

策定要領、（7）代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障についてということで、30ページご覧ください。第2次の計画では社会的養護の計画としていたところ、第3次計画におきましては社会的養育という形で市町村が行う地域における子育て支援を含むとされたところであり、令和4年の児童福祉法改正においても、市町村が実施主体となる事業の創設が複数行われております。こうした内容を踏まえ、本項目については、30ページから35ページに記載のとおり3つの内容が求められております。1つ目が児童相談所におけるケースマネジメント体制の構築、2つ目は親子関係再構築に向けた取組。3つ目は特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組。こういった項目について、この地域計画の方でも内容の言及が求められているところです。こちらについて評価のための指標としては、例えば里親やファミリーホームなどの平均措置期間や各種事業における支援実施件数、特別養子縁組の成立件数などが挙げられていることから、こういったところのデータの捕捉というのが求められていると思っております。

続きまして、項目の（8）里親・ファミリーホームへの委託の推進に向けた取組についてです。36ページをご覧ください。この項目では、里親・ファミリーホームへの委託子ども数の見込み等を推計することと、里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取組として、里親・ファミリーホームに関する業務の実施体制の構築に向けた計画を策定することが求められております。里親等委託が必要な子ども数の算出というのは、現行計画のときでも種々ご議論いただいて、なかなか難しいところが多かったかと思うんですけれども、算出の考え方としてはこちらも前回同様で、国が示す2つの算式それぞれにより、まずは数値の算出をし、その過程と結果を明らかにした上で、里親等委託が必要な子ども数を自治体において見込むことが求められております。これにつきましては、考え方は変わることなく同様でして、代替養育が必要な子ども数から除外することが適当な子ども数、例えば治療や指導等を目的とする児童心理治療施設、児童自立支援施設に入所する子ども数を、大阪府においては既に算式においては除数としているんですけれども、こういったところが策定要領上、明記されたところが違いになっております。一方で、里親等委託率については、ビジョンのときに衝撃を受けた国が示す委託率75%、50%につきましては変えるということはなく、加えて、既に達成もしくは達成が見込める自治体においては、100%を目指した目標設定とすること、といった記載の追記がなされております。福岡市さんであるとか新潟市さんであるとか、複数の自治体が達成もしくは達成見込みという現状があるようですので、こういった自治体さんにおかれては100%を目指せというような内容になっております。また、40ページになりますが、里親等支援業務の包括的な実施体制の構築に向けた取り組みについては、改正児童福祉法により、新たに児童福祉施設として里親支援センターが創設されまして、今後の包括的な里親支援を担うものとされていることから、里親支援センターの設置数や、児童相談所における里親支援体制の整備方針等を記載するよう求められています。併せまして、こうした取り組みの評価指標としては、里親支援センターの設置数であるとか、その里親支援センターの設置したうちの民間団体への委託数を自治体に捕捉することが求められております。

続きまして、43ページの（9）の項目、施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取り組みです。先ほど述べました（8）につきまして、里親等への委託が必要な子ども数を求めることとされておりますが、この（9）の項目では施設での養育が必要な子ども数の推計が求められております。子ども数の見込み推計を出すとともに、乳児院や児童養護施設における小規模化、地域分散化等の取り組みの状況を把握また推進していくとともに、児童心理治療施設や児童自立支援施設の在り方、今後の方向性について言及すること、母子生活支援施設については、母子を分離することなく入所により支援を行うことができる唯一の児童福祉施設として今回新たに（4）の項目で特定妊婦等の支援というような内容を追加されましたけれども、こういった取り組みなどニーズに応じ施設が活用されるよう周知を行うこととされております。現行計画におきましてはこの施設種別については特に記載が求められておりませんでしたが、大阪府の計画においてはいずれも施設の内容や取り組みなどを触れているところですが、次期計画については、要領の内容を踏まえてさらに言及していくことになると思っております。その他、施設における人材確保や育成について行政としてどのような支援を行うかなども記載するようということですので、（９）につきましては、イメージとしては各施設に関する内容を網羅的に議論する項目になると理解しております。

続きまして48ページ（10）、社会的養護自立支援の推進に向けた取り組みについて、こちらでは自立支援を必要とする社会的養護経験者等数の見込み及びその実情の把握と、社会的養護経験者等の自立に向けた取り組みについての記載が求められています。社会的養護に係る自立支援については、特に令和4年の法改正においても重要な論点となっておりますので、今後ますますの自治体における取り組み強化が求められるところと認識しております。こちらについては、改正法の内容を踏まえつつ、大阪府においては現状の課題や今後の取り組みについて本部会において議論をさせていただくことになってくるかと思います。

続きまして50ページ（11）の児童相談所の強化等に向けた取り組みですが、こちらについては、中核市、特別区の児童相談所設置に向けた取り組みと、児童相談所における人材確保、育成、児童相談所設置等に向けた取り組み、この2点について記載することとされております。現状としては、政令市である大阪市、堺市のほか、令和7年度から中核市である豊中市が児童相談所設置に向け手続きを進められているところですが、豊中市以外の中核市が大阪府内6市ございます。これらの市の現状の状況等を把握するとともに、もし設置の意向が示された場合には、取り組みが進むよう支援することが求められており、そういった内容についての記載を求められています。加えまして、既存の府の児童相談所である子ども家庭センターにおける人材の確保、育成のための具体的な計画についても同項目について記載することが求められております。

続きまして54ページの（12）障がい児入所施設における支援については、今回新たに策定要領に追加された項目となっております。乳児院や児童養護施設と同様、障がい児の入所施設においてもできる限り良好な家庭的環境を実現するため、ケア単位の小規模化を推進すること、とこの策定要領上記載されております。障がい児入所施設について、本府では子ども家庭局ではなく、障がい福祉室の所管となっておりますが、担当者と連携をしながら、策定要領上、求められているできる限り良好な家庭的環境を整備している施設数の把握などを取り組んでまいります。

最後55ページの（13）留意事項について、こちらは個別の項目というよりも全体を踏まえての留意事項となっておりますが、まずは次期計画については令和6年度中には必ず策定を行う必要があるというところ、また、計画期間は令和7年度から11年度までの5年間とすること、策定要領の記載の項目のうち、例えば市町村における子ども家庭センターの整備や、社会的養護関係施設における人材育成のための取り組みなど、策定の終了を待たずに進められるものについては速やかに実施することなどが求められております。また、計画策定後、毎年自治体において自己点検・評価を行うとともに、必要な場合には計画の見直しを行うなど、計画のローリングの手法に関して言及されております。さらに政令市や児童相談所を設置している中核市などがある都道府県においては、自治体間で連携・調整し計画を策定する必要があることや、それぞれの自治体が記載すべき内容について定められています。以上です。

（部会長）

今般、国からお示しいただいているこの策定要領、テキストと言うようなものですが、これをもとに大阪としての実情を踏まえて、今後第4次の計画を作っていくと、そういう形になろうかと思うんです。今後これがテキストになるという形ですので、常に参照しておきます。特に、令和6年度末の状況で、何が未達成なのか、達成したのか要因分析して書きなさいと書いてあるので、そういうことを踏まえながら今後進めてまいりたいと思います。

続きまして、今後のスケジュールと計画の骨子の案について、ご説明をよろしくお願いいたします。

（事務局）

資料3がスケジュール、資料4が計画の骨子部分です。この資料4の方は、先ほど部会長がテキストと言っていただきましたけれど、国の策定要領の項目に従って、まずはたたきとして項目を前回の計画の順番等を踏まえながら章立てをしてみて、大まかにこういう流れでどうかというので、一旦組ませていただいた内容になっております。資料3の方がスケジュールですけれども、一番上段部分は、今回の令和5年度第1回ということで開催させていただいております。令和6年度ですけれども、第1回を5月から遅くとも6月前半までにはやりたいと思っております。こちら令和6年度第1回の予定として策定要領項目検討①と記載しております。資料4が目次というか、本当に骨子の骨子ですけれども、令和6年度の第1回で議論したい項目ということで、これもたたき台ということで、我々、事務局で一旦置かせていただいています。前段の第1章、第2章という部分については、理念の部分ですとか、全体の背景ですとか、過去の実績検証とかというところになってきます。ここの部分は、部会の皆さまにお諮りするんですけれども、基礎資料として事務局としてまずは整理させてもらおうと思っています。ご審議いただく中で、具体的な項目レベルというと4章以降が各項目になってくるんですけれども、この第1回のところに丸をつけているのが、計画の3章基本理念ですとか、大きな基本的な方向性の部分と、第4章子どもの権利擁護の取組の部分です。策定要領も踏まえ、子どもの権利擁護についての内容を第1回でやらせてもらいたいと思っています。ほか、第1回はどういう基準でまとめさせていただいたかというところですけれども、それ以降7章ですとか8章ありますが、基本的にはいわゆる社会的養護の部分を今回策定要領の部分、もちろん社会的養育としての家庭支援の部分も非常に多くなっているんですけれども、社会的養護の部分がやはり策定要領における比重というのは非常に大きいのかなというところでして、第7章から第8章の各項目、里親そして施設の取組ですとか、社会的養養護自立支援の検討ですとか、こういった大きいテーマ、数多いテーマをまず単独で第1回としてやらせていただけたらと思っております。また、令和6年度の第2回を7月頃にはやらせてもらいたいと思っております。この7月頃には策定要領の項目検討②としまして、第1回の項目のときには検討されていない市区町村の相談支援体制ですとか、ひらがなこどもの話ですとか、他にも今回新たに盛り込まれました支援を必要とする妊産婦の支援体制ですとか、一時保護改革や障がい児入所施設といった、いわゆる社会的養護以外の部分について、第2回でご議論させていただけたらと思っております。スケジュールとしましては第1回、第2回を経て、この第2回のときに計画の骨子について、今回お示しした項目だけのものではなくて、中身についても触れるような形で計画の骨子をお示ししながらご議論させてもらえたらと思っております。併せましてこの第2回では進捗状況の把握ということで、PDCAをどういうふうに回していくのかというようなところについてもご議論させてもらいたいと思っております。また、今回子どもの意見をどう反映させるかというところが一つございます。本日もご参画いただいている社会的養護経験の方も、もちろん参画いただきますし、それに加えまして、前回の第3次の計画を策定した際には、子どものインタビューを実施しました。前回は施設、里親、それぞれに措置されている当事者の子どもに、夏休みの期間を活用して、グループインタビューのような形をとらせていただいて、子どもの意見の聞き取りということでさせていただいています。この時期がちょうど夏休みに入る前ということもありまして、子どもの声がスケジュール的に聞きやすいという趣旨でここに出させていただいております。この具体的な手法についても、この令和6年の第2回でご議論いただけたらありがたいと思っております。資料3の裏側が第3回として11月頃としています。この間、第1回、第2回の議論を踏まえまして、事務局のほうでより肉をつけた計画の素案をこのタイミングで出したいと思っております。もちろん今回、非常にスケジュールのタイトな中ですので、第1回、第2回で積み残した報告というのはでき得ると思っておりまして、そういったものの審議というのも、この第3回でやらせていただきたいと思います。その上でパブリックコメントも冬にかけてやらせていただきながら、最終年度末に第4回ということで開催させていただいて、パブリックコメントの実施結果ですとか、子どもたちの意見の反映等につきまして、最後のご議論をいただきたいと思っております。その下、補足事項を書かせていただいておりますが、今回令和5年度につきましては、子ども施策審議会内の部会ということで、要綱も冒頭お諮りさせていただきましたけれども、令和6年度以降は子ども家庭審議会の中の大阪府子ども計画策定専門部会に基づく小委員会として部会は審議いただきます。もちろん検討いただく内容は変わるわけではないですけれども、大きくは子ども計画の中に位置付けられるということになっておりますので、大阪府子ども計画における審議とスケジュールとも合わせていく必要があるのかと思っております。ですので、今回お示しさせていただいたスケジュールにつきましては、現時点でのおおまかなイメージで検討させていただいている内容だとご理解いただきましたら幸いです。事務局からの説明は以上です。

（部会長）

スケジュールそして骨子についてご説明をいただきました。特にこの第1回から第4回までの中で、いろいろ重点的に丸のついているところで検討しようということなんですが、これはおそらく始まったら、いろんなところに関わってくると思いますので、この丸に特に拘束されることでもないと理解しておりますが、何かご確認されたいことはございませんか。

（委員）

資料の4ですけれども、子どもの権利擁護の取り組みについて、第4回に丸がついていますよね。これは多分インタビューの結果が出てくるからということですよね。確認の一つは里親委託のところが第3回に丸がついているのは、これ多分、資料6がその資料のデータになるわけですよね。

（事務局）

そうですね。この第3回というのが計画の素案で出させていただくタイミングになると思うんですけれども、やはり一つ大きなのは、里親の委託率をどういうふうに設定していくかというところだと思いますので、この第3回のところで大きな目標についても最終のご議論というか。

（委員）

資料6に充てたのは、調査の結果がもっと早く見るためか。

（事務局）

今回後ほどご説明させていただく予定の調査につきまして、まだ回答をまとめきれていない部分がありますので、どこかのタイミングではご報告をさせていただこうと思っております。できれば策定要領の項目のときにあったほうがいいと思っているんですけれども、第何回になるかというのは今確定的なことは言えないんですけれども、結果についてはご報告させていただきます。

（委員）

お願いします。

（部会長）

よろしいですか。私からちょっと1点、骨子の第7章のところで大阪府さん所管の乳児院・児童養護施設の家庭的養護推進計画で施設のヒアリングがあるんですけど、今回、福祉型の障がい児入所施設についても、状況を確認されるということですけれども、今のところはまだはっきりと見えてこない中ですので、聞き取りはするけども、特にこの計画について施設にヒアリングするというのは今のところはそこまではまだ届いていないという、そういう理解でいいのですか。

（事務局）

そうです。現時点ではそこまでです。

（部会長）

わかりました。これはとりあえず福祉型の障がい児入所施設という形なんですけれども、児童養護施設の最低基準に基づいて準用されていた施設だと思います。

そうしましたら、続きまして、第3次の大阪府社会的養育体制の整備計画における取組状況についてご説明をお願いいたします。

（事務局）

それでは資料5の第3次大阪府社会的養育体制整備計画の取組状況についてご説明します。まず、簡単に資料については、現行計画の柱となる項目について現状をまとめたものというような作成の柱となっております。資料左上、代替養育を必要とする子ども数についてです。現行計画におきましては、第2次計画の策定時の算出方法に倣いまして、平成24年度から29年度の過去6年の全国児童人口と大阪府の児童人口を回帰分析して算出した係数をもとに国立社会保障人口問題研究所の全国の児童人口の将来推計の数値から大阪府の児童人口を算出しております。また、第3次計画においては、年齢区分別、0～2歳児、3～5歳児、学童期以降というふうに年齢区分別の算出が求められていたことから、その区分については、平成27年度の国勢調査の大阪府における結果を踏まえて各年齢区分の割合を算出し、それを大阪府の児童人口の将来推計を区分ごとに整理したというような出し方になっております。また、将来推計につきましては、平成11年度から29年度の過去19年間の大阪府児童人口と大阪府の要保護児童数の回帰分析による係数から代替養育を必要とする子ども数の見込み数を算出したというようなやり方で、今この資料に記載しております児童人口の将来推計と要保護児童数の将来推計を算出しております。令和元年度に現行計画を策定したんですけれども、それ以降の実績が出ておりますので将来推計令和元年度から4年度の数値と実績値を併記させて並列に書かせていただいております。児童人口につきましては、それぞれ推計と実績値、適合率はおおむね90%台後半、要保護児童数につきましても適合率90%前後、90から98という形で概ね乖離がそこまで大きくないという風になっておりますので、次期計画においても、将来推計の算出においても、同じような考え方を取らせていただきたいと思っております。

続きまして、大阪府における社会的養護の体制整備についてです。こちらは現行計画でかなり肝となっておりまして、里親・ファミリーホームの委託というところに出ている資料ですけれども、資料では直近の確定値である令和4年度末の登録里親・ファミリーホーム数と、そのうちの新規登録里親数、委託児童数を記載しております。令和4年度末の里親委託率については、全体で14.6%となっております。こうした結果からわかる客観的事実について、府の現状ということで資料の下に記載しております。一つ目、A型フォスタリング機関については4機関6ヵ所ということで、全ての児童相談所管内に設置が完了しております。また、B型フォスタリング機関、里親の支援を行っていただく、専門の職員を配置いただいている児童養護施設・乳児院については22施設に設置いただいているという状況です。また、子ども家庭センターについても、全てのセンターに家庭移行推進チームを設置しております。一方で、現行計画の計画で目標値として里親委託率を定めているんですけれども、その算出にあたりましては、年間82家庭の新規の里親登録が前提となった目標となっておりますが、実態については年間40件前後の推移となっております。加えまして消除件数も毎年25件前後出ておりますので、全体の登録数も伸び悩みがある状況になっております。特に0～2歳児乳幼児の里親委託率については、特に国が力を入れて推進すべきとなっているんですけれども、大阪府においては、3つの年齢区分のうち、目標値と実績の乖離が大きいのがこの乳幼児の里親委託率となっております。こうした内容について、今後は現状の詳細な把握と分析を行ってまいりたいと考えております。全体を踏まえますと、現行計画で定めた目標値と実績の間にはかなり大きな乖離があるということは言えます。

続きまして、資料の右側、大阪府における取組状況についてご覧ください。こちらは現行計画で立てている大きな柱立てをベースに、5つの項目について記載しております。資料の立て付けとしましては、内容の部分に現行計画の概要版でまとめている内容を記載しております。また、具体的な取組につきましては、当該項目で関連する事業等の取組について、令和2年度以降に実施した内容を記載。改正法関係については、令和4年度改正児童福祉法で規定された関連項目を記載しております。まず1つ目、市町村の子ども家庭支援体制の構築についてです。現行計画においては、虐待予防や問題が発生した際の早期対応という観点から、子どもや保護者に身近な市町村における児童家庭相談体制が重要であるとし、子育て世代包括支援センターや市町村子ども家庭総合支援拠点の整備に係る取組支援を掲げております。こちらについて、これまでの間の進捗としては、令和2年度末時点で子育て世代包括支援センターは、府内全市町村で設置が完了、子ども家庭総合支援拠点については、令和4年度末で39自治体が設置済みとなっております。改正児童福祉法関係では、母子保健分野と児童福祉分野を一体化し、全ての妊産婦、子育て世代、子どもを支援するためのこども家庭センターの設置が市町村の努力義務となりました。また、子育て世帯訪問支援事業などの事業の創設がなされまして、地域の子ども・子育て支援の取り組み強化が求められています。

続きまして2つ目、一時保護機能の拡充です。現行計画では、一時保護の増加を踏まえまして、新たな一時保護所の設置を含めた体制強化についてご意見いただきまして、それを受け令和5年10月に新たな一時保護所を開設することができました。また、児童養護施設における一時保護専用床の設置等により、多様な一時保護の環境整備に努めるとともに、子どもの安全確保のほか権利保障の観点を踏まえた第三者評価の実施を行っているところです。改正児童福祉法関係では、これまで基準が定められていなかった一時保護所について、児童福祉施設と同様に設備及び運営に関する基準が府令で定められるようで、本日時点でまだ出ていないところですが、府令が公布されましたら、本府におきましても、条例化に向けた手続きを行う予定となっております。また、一時保護開始時の司法審査については、施行が令和7年4月と少し先になっておりますが、取るべき手続きが増えるとともに、かなり速やかな実施が必要となることから、現在、実施に向けて検討を進めているところです。

3つ目に、家庭における養育環境と同様の養育環境とできる限り良好な家庭的環境の推進についてですが、こちらは資料上、乳児院および児童養護施設の本体施設と分園型小規模グループケア、および地域小規模児童養護施設を合わせた定員数を記載しております。現行計画の視点では、平成31年度時点ということで、乳児院定員172、児童養護施設1,444になっており、計画上の前期目標値、6年度末時点の目標としては、乳児院の定員152、児童養護施設1,346、その内訳が本体とグループケアホームという形で記載しております。右にスライドをいただくと令和4年度末時点を記載しているんですけれども、特に児童養護施設において、本体施設の小規模グループケア化、また地域分散化が進んでいる状況です。改正児童福祉法関係では、施設の多機能化・高機能化の観点から新たに児童福祉施設として規定された里親支援センターの創設および特定妊婦等の支援を行う妊産婦援助事業の創設を記載しております。

4つ目、施設退所児童等に対する自立支援の充実について、現行計画では平成28年に府が実施した大阪府子どもの生活に関する実態調査において、退所直後の困りごととして日常生活に関するもの、就労や住居に関するものなどについて当事者から声が挙げられていることから、退所前からのソーシャルスキルトレーニングの実施や退所後の相談支援体制の構築等に取り組む旨を記載しております。大阪府においては、この間、身元保証人確保対策事業の利用拡充や、児童養護施設等において自立支援担当職員の配置促進等に取り組んできたところでございます。こちらについても、改正法関係ということで児童自立生活援助事業の見直し、年齢上限の撤廃とか社会的擁護、自立支援拠点事業の創設という形で法定事業化、改正等々がなされております。

最後に、子どもの権利擁護の充実です。平成28年の児童福祉法改正の理念を踏まえ、子どもが権利の主体であることを前提とした意見表明しやすい環境づくりや苦情解決の仕組みの構築に取り組むことにしております。この間、大阪府においてはモデル事業として、府内の児童養護施設入所児童への意見表明等支援、いわゆるアドボケイトの派遣や、子ども家庭センターや施設職員に対して、子どもの権利擁護に係る研修の実施等により周知・啓発に努めているところです。改正児童福祉法関係では、子どもの権利擁護に関して新たに3項目規定されており、以下記載の意見聴取等措置の実施、権利擁護機関の設置がいずれも義務になっております。これまでモデル事業として実施していたアドボケイトの派遣事業、意見表明等支援事業は努力義務になっております。以上です。

（部会長）

それでは先生方より何かご質問、ご意見ございませんでしょうか。続きまして調査の実施についてご説明をよろしくお願いいたします。

（事務局）

資料6以降説明させていただきます。資料6が3枚ございます。こちらの方が３つの調査ですけれども、本来でしたら部会の方で一度調査前にお諮りするべきところですが、策定要領がなかなか出ない中で、まずは今の状況というのも振り返りながら、実態を把握するために、先行して前この資料6の調査を先行してさせていただきました。内容については、今、事務局の方で取りまとめながら、分析とか数値の部分は次回以降にお出しさせてもらえたらと思っております。この調査の概要ですけれども、まずこの資料6の新規措置児童ニーズ調査ということで、令和4年9月1日からコロナがあけて令和5年8月31日までの1年間に入所措置、里親委託した児童について、児童を一人一人のケースの状況、状態像を把握しながら大阪府における実態を測りたいという目的で子ども家庭センターの協力のもと、実施しております。これが前回の計画策定のときと基本的な調査内容は、ほぼ一緒ですけれども、大きく変えた点としては2点ございまして、まずこの記入上の留意事項ですけれども、ポツの3つ目で回答にあたっては、施設・里親が量的に不足していないと仮定してくださいとさせてもらいました。この趣旨ですけれども、前回はビジョンが出て初めてというところもありまして、里親についても施設についても量、質の十全なものが確実にあって、その上で児童一人一人のケアニーズ等を踏まえて入所措置を考えたときにどうあるべきかというような形で、当時調査をさせていただきました。そういった資料をベースに目標とする里親委託率を策定していたところがございますが、今回はその里親委託というのをこの間優先的に進めていく中で、量的には不足していないことを前提にしつつも、里親さんの子どもを見ていく上での支援の大変さというところも含めて、今いる里親さん、そして今の施設の状態像を踏まえた上で、量的には不足していない、その上で、今の延長線上で考えたときにどうなるかというところで生の実態を取りに行きたいという趣旨で、こういう記載内容にさせてもらったところでございます。併せまして項目も基本的には一緒ですけれども、前回調査のときは、子どものケアニーズの部分、後半部分にはもっと様々な記載がございましたが、府のアセスメントシートに基づいて統一的に回答できるようにということで、改めさせていただいた次第です。これが新規措置の児童のニーズ調査です。1枚めくって、措置児童の時点調査で、記載内容は基本的には一緒になってきます。令和5年8月1日時点において措置を行っている児童についての状態像を把握するために、この調査をさせていただきました。さらに1枚めくって、3枚目の調査というのは、前回の計画策定のときには取らなかった調査です。この間、里親委託を進めていく中で不調防止を掲げながら進めていったところではあるんですけれども、実態的に里親さんのところから措置変更になるという事例ももちろんございました。そういったときに要因が何なのかというのを分析したく、今回新たに調査させていただいたところです。支援の必要性であるのか、子どもの状態像であるのか、そういったものを把握するための調査を今回新たにさせてもらったという趣旨です。

次が資料7です。この間、施設にヒアリング等も行かせていただきながら実態を色々お聞きする中で、非常に職員確保、育成というのが大変なテーマに、前回もそうだったかもしれないですけれども、今回よりなってきているというところが聞き取れてきました。そういった中で我々としても、データ情報をいただきたいという趣旨で、こちらも母子部会、児童施設部会のご協力をいただきながら、現在調査をさせていただいている最中です。内容的には、職員の離職状況ですとか、職員の休職の状況、あるいは職員確保の際に、求人に対してどのぐらいの応募があったのかとか、こういったところで今現在施設現場が置かれている状況というのを把握したく取らせていただいた調査です。こちらのほうも分析、まとめて次回以降にお出しさせてもらいたいと思っております。

次が資料8としまして、こちらが母子生活支援施設の実態調査ということでさせてもらっています。児童養護施設、乳児院は施設ヒアリング等行かしてもらって、母子生活支援施設さんにはどういうふうに、いろんな状況をお聞かせ願おうかなと思ったときに、大阪府内においては大阪府所管の母子生活支援施設が現状一箇所しかないというところもございまして、母子部会さんにご協力いただきまして、大阪市所管の施設さん、堺市所管の施設さん、そして八尾市所管の施設さんということで、府所管以外の施設様のほうの実態もいただきながら、我々としても一つの施設さんの状況だけではなくて、母子生活支援施設さん全体の状況を聞かせていただきたいなという趣旨で調査をさせていただいた内容となっております。資料6と7と8についての説明については以上でございます。

（部会長）

ただいまの説明につきまして何かございますでしょうか。

（委員）

ちょっと気になったことなんですけれども、里親が理論的に不足していないという説明ですよね。これは養育里親だけの話ですか。専門里親のことは全然入っていないのか。

（事務局）

養育里親の話です。

（委員）

専門里親も現実的には少ないのはわかるんですけど、それが不足していることを前提での話ですよね。

（事務局）

現実的にそうですね。現実的にはもちろん専門里親もそうですし、養育里親自身も不足しているというのは実情ではあるんですけれども。

（委員）

専門里親という場合は委託できるケースはそれはたくさんあると思うんですけれども、そういう話にはならないんですよね。現実的にはね。

（事務局）

今回その量的に入れた趣旨というのが、今の大阪府の状況を見ながらその延長線上でどう考えるかというところがありましたので、専門里親さんというのは確かに非常に数が少ないというような実情もございまして、そういう捉え方をさせてもらってます。

（委員）

ケアニーズに関して、実際に見てて措置する段階では発達障害に見落としもあるし、それからトラウマとアタッチメントの見落としも結構あるんですよね。後からわかるということも多いので、それが多分、次の新規以外の現状データの乖離を見ていくと、そこの判断がつくかと思うんですけれどもそのところあまりにも差が大きいと、委託した後にしんどくなるって話になってしまうので、その辺は大事なデータだと思ってますけれども。それからケアニーズはもうちょっとあるんじゃないかなと思うんですが、どうしましょうか。課題というのはもう少しバリエーションがあってもいいのかなと思うんですけど。嘘も結構厄介なんですよね。非行ではないんだけども、それから盗みももちろんある、今、時々あるのは学校に行ってない不登校のケース、ケアニーズというのはかなりあると思うんで、これは入ってなさそうですね。現地で最近ケースでもそういうのがあったし見た中で、それからこの2年くらいで不登校が爆発的に増えてるんですよね。だから、この辺のニーズが漏れてるんじゃないかなっていうのは、ちょっと心配だと思います。

（事務局）

今回の調査自体は、前回の計画を策定した時は、ケアニーズの状態像を今より広範に取りに行っていたんですけども、調査の実務的な話で恐縮なんですけど、何をもとに児童相談所の方で回答するかにあたって、統一的な基準というのが非常に難しく、とらまえにくかったという話がありました。

（部会長）

子どもさんの状態像を見てたら、どれが主な訴えか見極めにくいというケースがある。

（事務局）

委員がおっしゃるのも、もっともだと思いつつ、統一的に状態像を把握しにいくという観点からアセスメントシートに準じてということで、今回調査をさせていただいたというところが、趣旨でございます。

（部会長）

よろしいでしょうか。

（委員）

ケアニーズに関して言うと、ニーズの種類というか、全体的なニーズに対する困難さ、養育の困難さというところで本当に保護するべきなんでしょうけどね。種類がたくさんあっても全部カバーできる可能性がある。だから養育の困難さが例えばその人の養育力を上回っていれば委託できないし、あとは委託するのが難しくなるし、その辺の評価がうまくできるのかなというのはちょっと心配ですけども。

（部会長）

他いかがでしょうか。

（委員）

またこの時期がやって来て、先ほどの解説でも言われたように、なぜこういう数字なのか、さっき言った理由もあるんでしょうけども推測するに、人口の微減化、おそらくそのような形になると５年後みてるんですが、母数が変わらない限り、例えば、我々現場の社会的養護施設、もちろん、里親さんもそうですけども、いろいろと子どものケアニーズも年々、高くなっているのも事実です。そして小規模化に向けて施設自身も努力してるけども、非常に厳しい状況もある。今、政府もちょっとこの最初の出だしの社会的養育ビジョンでちょっと適切じゃないかもわからないけども、数字が一人歩きして、それでその前に施設はまず廃止だというようなところから入ったんで、なかなか、それに対して反発も強かったけれども、じっくりとやっぱり整備もやらねばならんのに、これも児童相談所も含めて、その縛りに追い立てられたというようなこともあるのではないか。これはもう今更言ってもしょうがないですが。それに伴って厚労省もいろんな形で数字を上げたいと努力をして、配置基準とか地域分散化に確かに制度がいろいろと出てきたけども、設備だけじゃなくて人材の今この一番難しいところに当たってしまって、その中で明らかに小規模化や、分散化にすれば職員の負担、それと専門性の評価、これは全体的に必要なところに、児童相談所も一緒だと思うんですが、どうしてもいい人材を確保したいと思うものもなかなかできない。それどころか、もう来てもらうだけで、というようなことで、じっくりと真剣に取り組んで採用もできないというような状態。ちょうどこのような時期の、もちろん、少子化が一番影響してると思うんですが、どれだけいけるのか。現場は努力すると思いますし、里親さん自身も一生懸命やっておられるのも分かりますし、でもやっぱりいろんな原因があるんですよ。ただ出さねばならない。一定の計画をね。社会的養護の推進計画もまた5年後に出さないといけないので、それと連動した形になるんですけど。社会的養護施設は施設で具体的に計画を出さねばならないということです。

（委員）

今、先生がおっしゃっていた新ビジョンですかね、私たちも数字が出たときにとってもびっくりしたのを今思い出しましたけれども、この数字の見直しとかいうのは無いんですよね。そのままなんですね。そして里親から素直に言えば、数字なんかどうでもいいっていうくらいなんです。今もおっしゃってましたけど、お子さんを一生懸命みるのが数字で何パーセントとか言われても。そう正直思っている。確かに数字は国の方針とかいうことで大切なのかもしれませんけれども中身ですよね。一生懸命、里親さん仲間が増えるといいなと思うから里親さんやりませんかって、ポスターでもうたっていますけれども、いたずらに数を増やすのではなくて、やはりチームを作っていくとか、質を上げるということとか、子どもにどうやって向き合うんだろうかとか、そっちの方を、この中にどうしたら組み込めるのかなって、お話聞いていても思いました。

（委員）

3点ありまして、一つは今回の調査をされて、里親の新規の措置児童数の状況とかを、これからデータでまとめていただいて出されると思うんですけど、いつも思うのがゼロ歳児のケアニーズって何だろうっていう。ゼロ歳児の難しさと里親委託っていうことで、全体的に委託率って、乳幼児も学童も若干の微量のパーセントの委託率の違いはあるけれども、特に幼児の難しさは分かるんですけど、ゼロ歳児の委託率がどういう状況なのかっていうのは、知りたいというところがあります。もちろん医療ニーズが高い人たちもいると思うので、それを全部里親にってことは決してないですけども、その辺ってどうかなっていうことを思っている。もしこの推進計画の全体的には、乳幼児っていう括りでありながら、何歳の人がっていうことが分かるとより、ケアニーズの部分と里親委託っていうところが見やすくなるのかな、と個人的に思ったっていうのが1点と、2点目が人材育成の部分で、もちろん専門性の確保も重要だと思うんですけど、この業界はやっぱり定着率の部分もあるかなと思っていて、もちろん推進計画の評価に定着率って書かれてないんですけど、今改めて計画を考えて人材育成考えるときに定着率の部分も含めてどこまで書くかは別にどうしても考えていきたいなと、社会的養護に関わる人材として思っているところです。3点目、これはもっと難しくて、よく子どもたちの声を聞くとケースワーカーが変わっていくっていうことがすごくやっぱりもっと同じ人がいいなっていう、これは多分、里親さんからもよく聞かれる、児相の担当者が変わっていくっていうところが、市町村レベルだと、そんなに相談員さんが変わらないのかもしれないんですけど、規模によってはやっぱりより気軽に相談できる市町村の相談窓口でありながら、どんどん人が変わっていくと、結局相談しにくいみたいなこともあるだろうなというところでちょっと推進計画に書けないかもしれないですけど、よく本当に支援員の人や子どもたちや里親さんから、相談する相手がコロコロ変わるっていうところって、実は大きな課題なんだろうなっていうところも見せながら、私も次回以降もう少し細かくお話ができる機会になるのかなと思っていますので、そういうことも考えながら参加させていただきたいなと思っています。以上です。

（部会長）

先ほどの推進をどんどんとしていただく方向ですけれど、やっぱり子どもにとってその子どもがどういうニーズを持っているのか、そしてどんな環境が必要なのか、そういうこともいろいろと考えながら進めていかないといけないと思います。特に支援をされるスタッフの方々なんですけれども大阪府社協さんがやられる初任者研修ですが、もう20年以上させていただいているんですけれども、去年の5月、6月ぐらいだったかな、研修をやってフォローアップという形で2月に戻ってきていただくんですけれども、今年全員参加でした。一人も辞めずに。だからこの20年間ずっと見てましたら、やっぱり社会的養護関係に飛び込んでこられる若い方々、だいぶタフになってきているという印象があります。子ども虐待の問題であるとか、そういう子どもたちが出すSOSであるとか、その試し行動とかですね。そういうものについて一定の理解を踏まえた上で、やっぱりちゃんと飛び込んできてくれているなという印象がありますので、そういうあたりをもっともっと若い方々に、この仕事の醍醐味というか、良さというか、楽しさというか、それをどんどん発信していかないといけないでしょうね。そんな気がいたしました。ありがとうございます。

（委員）

母子生活支援施設は、唯一親と子が支援される施設として、その中で今回計画の中に取り上げていただいて、妊産婦支援というのが具体的になっているんですけれども、今、全母協の方では産前産後支援とか、また親子関係の再構築支援とか、またアフターケアを含む地域支援ということを母子生活支援施設で今後ますます広げていく事業として今推奨しております。そういう意味ではこの推進計画の中にも具体的に活用の方を、もっと具体的に書いていただきながら、今までDVでしかないというイメージを払拭してもらいたいなと思っています。だからこの間も大阪府さんの協力のもとに各市町村の相談窓口の方々と意見交換したんですけれども、ある市は、うちはDVでしか支援施設を活用しませんという風なことを市の方針として言われたところが少しショックを受けまして、そうではなくて、もっと広い子どものためにどうしたらいいのかなということを一緒に考えていただけるような形でこの計画にも反映していけたら、私はありがたいなと思っています。以上です。

（委員）

本市の方では、こういう社会的養育環境の充実に向けた取組につきましては正直、まだまだ周辺の自治体にいろいろおすがりしているような状況でして、まだまだ拡充の必要があるのかなという風に考えているところです。昨年4月にこども家庭庁が出来上がりまして、支援の網の目がかなり細かくなってきたという感覚は受けておりまして、従前でしたら本市においても児童虐待については一定、家児相が対応しながら、ある程度、子家センさんの方にお願いしながらやらせていただいたという状況があるんですけれども、例えば、来季予定しています第３期子ども子育て養育支援計画ですね。そこの策定にあたっても、いわゆる子育て支援の取組についてもう少し具体的な、例えばアドボゲイトの取組とか、そういったことについても記載を行いながら、市が自前で進めていけるような支援の取組というものをもっと具体化していきたい、具体化していく必要があるのではないかという風に考えているところです。本市の方では、平成19年度に子ども基本条例という理念条例というのを作っておりまして、当時はどちらかというと、大人が子どもを守っていこうという考え方で条例を作っていたのですけれども、過去の考え方といいますか、どちらかというと子どもの目線で子どもの意見を取り上げていく、そんな考え方が求められているというところもありますので、この基本条例につきましても来年度は抜本的に見直しを図っていきたいという風に考えておりまして、その取組も進みながら、子ども目線の子ども子育ての推進というものに取り組んでいきたいと考えているところでございます。

（部会長）

社会的養育に関するような支援がなかなか全部揃っているわけでもないと思いますので、子育て支援をはじめとする社会的養育ですね、予防にかかるような部分がやはり今回とても大事かと思われますので、ぜひいろんな観点からご意見いただけたらと思います。よろしくお願いします。

今日の案件は以上かと思うんですが何かございますでしょうか。無ければ本日の議題は全て終了させていただいたという形で進行を事務局さんにお返ししたいと思いますがよろしいでしょうか。次回にお会いするのは5月頃になるんですからね。またぜひどんどんとご発言いただき、いろんな角度からご意見いただけたら、と思いますので、よろしくお願いします。それでは事務局さんにお返ししますので、よろしくお願いします。

（事務局）

農野部会長、委員の皆様方、大変貴重なご意見を賜りましてありがとうございます。お礼を申し上げます。今、委員の方から、今後の事務局の資料と分析の結果とかですね、返し方についてアドバイスとかいただきましたので、本日いただいたご意見と踏まえまして、次年度の資料と考えていきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。先ほど農野部会長の方からもご案内いただきましたが、次回の部会につきましては5月頃の開催を予定しておりますので、改めて事務局の方から日程調整の依頼をさせていただきます。

以上をもちまして、第1回社会的養育体制整備計画策定部会を閉会させていただきます。本日は誠にありがとうございました。